

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センター研修規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会（以下「協会」という。）が自治研修センター（以下「研修センター」という。）において行う市町村の職員及び一部事務組合その他市町村関係団体の職員（以下「市町村職員等」という。）に係る研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

第2条 研修は、市町村職員等の資質向上と能力開発を行うことにより、市町村行政等の適正かつ能率的な運営に資するとともに、住民福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(研修の区分)

第3条 研修の区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般研修（階層別研修）
- (2) 特別研修

(研修企画委員会)

第4条 研修センターにおいて行う市町村職員等に係る研修の企画、研修計画その他研修に関する事項について調査審議するため研修企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 研修センター所長
- (2) 鹿児島県市町村課長が推薦する者 1名
- (3) 市町村の職員研修担当課長 10名
- (4) その他理事長が必要と認める者 若干名

3 前項第3号に掲げる委員は、市長会及び町村会が推薦するものとし、理事長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員会の会議は、理事長が招集するものとする。

7 研修センター所長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

8 前7項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員会で定める。

(経 費)

第5条 研修センターにおいて行う市町村職員等に係る研修の経費は、市町村負担金、市町村振興宝くじ収益金及びその他の収入をもって充てる。

2 市町村の負担金は、市町村が直接協会に納付するものとする。

(補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、研修センターにおいて行う市町村職員等に係る研修の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

研修企画ワーキンググループ設置要綱

令和6年3月7日
市町村振興協会要綱1号

(目的)

第1条 研修企画委員会における調査審議に資する第2条に定める事項を検討するため、研修企画委員会の下に「研修企画ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

(検討内容)

第2条 WGは、自治研修センターにおいて実施する研修に係る次に掲げる事項を検討する。

- (1) 一般研修及び特別研修に関する事
- (2) 市町村研修支援事業に関する事
- (3) その他必要な事項

(構成員)

第3条 WGの構成員は以下のとおりとする。

- (1) 市町村の研修企画委員が所属する課の担当係長
- (2) 縣市町村課担当係長
- (3) 自治研修センター研修課長
- (4) 自治研修センター所長が必要と認める者

なお、県との合同研修などもあることから、県行政経営推進室の担当係長にオブザーバーとしての参加を認める。

(会議の招集)

第4条 WGの会議は、自治研修センター所長が招集するものとし、WGの座長は、自治研修センター研修課長が務める。

(事務局)

第5条 WGの事務局は、自治研修センターに置く。

(報告)

第6条 事務局は、WGの検討内容を反映した研修企画等を研修企画委員会に諮るものとする。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。